

参考資料

共同処理事務

市 町 村 共同処理事務 (規約別表より)	米 子 市	境 港 市	日 吉 津 村	大 山 町	南 部 町	伯 耆 町	日 南 町	日 野 町	江 府 町	自 治 体 数
1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び連絡調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
2 不燃物処理施設の設置及び管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
3 広域福祉センター（うなばら荘）の設置及び管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
4 消防事務（消防団、水利を除く。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
5 病院群輪番制病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
6 火葬場の設置及び管理運営	○	—	○	○	○	○	○	○	○	8
7 介護保険法に基づく審査及び判定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
8 障害者総合支援法に基づく審査及び判定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
9 し尿処理場の設置及び管理運営	○	—	○	○	○	○	—	—	—	5
10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
11 鳥取県からの権限移譲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9

※3 広域福祉センター（うなばら荘）の設置及び管理運営は令和4年4月1日廃止

鳥取県西部広域行政管理組合同規約（令和３年７月１日現在）

第１章 総則

（組合の名称）

第１条 この組合は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する市町村）

第２条 組合は、次の市町村をもつて組織する。

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

（組合の共同処理する事務）

第３条 組合は、別表に掲げる事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第４条 組合の事務所は、米子市に置く。

第２章 組合の議会

（組合議員の定数及び選挙の方法）

第５条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は１６人とし、組合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）ごとに、次の区分により選出する。

米子市 ７人 境港市 ２人 日吉津村 １人 大山町 １人 南部町 １人

伯耆町 １人 日南町 １人 日野町 １人 江府町 １人

２ 組合議員は、関係市町村の議会においてその議会の議員のうちから選挙する。

３ 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市町村の議会において補充しなければならない。

（議員の任期）

第６条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

（議長及び副議長）

第７条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長１人を選挙しなければならない。

２ 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

（特別議決）

第７条の２ 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第３章 執行機関

（管理者及び副管理者）

第８条 組合に管理者１人及び副管理者９人を置く。

２ 管理者は、米子市長をもつてこれに充てる。

３ 副管理者は、関係市町村の長（米子市長を除く。）及び米子市副市長をもつてこれに充てる。

（会計管理者）

第８条の２ 組合に会計管理者を置く。

２ 会計管理者は、第１０条に規定する職員のうちから管理者が命ずる。

（監査委員）

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任されるものにあつては組合議員の任期による。

（補助職員）

第10条 組合に管理者の補助機関である職員を置き、管理者がこれを任免する。

第4章 財務

（組合の経費の支弁の方法）

第11条 組合の経費は、関係市町村に対する分賦金、使用料及びその他の収入をもつて充てる。

2 前項の分賦金の負担割合は、組合の議会の議決により定める。

別表（第3条関係）

1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。

2 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。

4 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）に関すること。

5 病院群輪番制病院に関すること。

6 火葬場の設置及び管理運営に関すること（境港市に係るものを除く。）。

7 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。

8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。

9 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること（境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものを除く。）。

10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。

11 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務

(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

(2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）に基づく事務

(3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務組合の沿革

昭和 46 年	7 月	鳥取県西部広域市町村圏の設定	
	10 月	鳥取県西部広域市町村圏協議会の設立	
47 年	6 月	鳥取県西部広域行政管理組合の設立	
48 年	8 月	不燃物処理施設「中海処理場」の業務開始	
49 年	6 月	鳥取県西部広域市町村圏協議会が解散し、同協議会の事務を継承	
	7 月	老人休養ホーム「うなばら荘」の営業開始	
50 年	4 月	西伯伝染病隔離病舎開設	
	6 月	境港伝染病隔離病舎開設	
51 年	5 月	消防業務開始	
57 年	4 月	病院群輪番制病院運営事業の業務開始	
60 年	4 月	視聴覚ライブラリーの業務開始	
64 年	1 月	不燃物処理施設「中海処理場」の廃止、「岸本中間処理場」の業務開始	
平成 2 年	11 月	広域観光事業の業務開始	
	3 年	4 月	火葬場「桜の苑」の業務開始
	7 年	10 月	鳥取県西部ふるさと市町村圏の選定を受ける
	9 年	4 月	不燃物処理施設「岸本中間処理場」の廃止、「リサイクルプラザ」の業務開始
11 年	3 月	西伯伝染病隔離病舎及び境港伝染病隔離病舎廃止	
	10 月	介護保険法に基づく要介護認定審査・判定業務の開始	
13 年	4 月	県からの移譲事務の開始	
		火薬類の消費等に係る許可、液化石油ガス設備工事等の受理	
16 年	4 月	米子市ほか9 か町村衛生施設組合と統合 (し尿処理業務の継承)	
		灰溶融施設「エコスラグセンター」の業務開始	
18 年	6 月	障害者自立支援法に基づく障害程度区分審査・判定業務の開始	
23 年	3 月	ふるさと市町村圏計画に関する事業の廃止	
		広域観光事業の廃止	
28 年	2 月	エコスラグセンターの稼働停止	
28 年	3 月	視聴覚ライブラリーの廃止	
令和 2 年	4 月	白浜浄化場を用途廃止し、米子浄化場へ統合	

各施設の概要

1 リサイクルプラザ

設置	平成9年4月1日
処理対象物	・ 一般廃棄物(不燃性廃棄物) ・ 再生用資源物(リターナブルビン、古紙)
処理設備	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備、資源ごみ処理設備、ペットボトル処理設備、古紙梱包設備
処理能力	・ 不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備 24.5t／日(5H換算) ・ 資源ごみ処理設備 10t／日(5H換算) ・ ペットボトル処理設備 2.0t／日(5H換算) ・ ストックヤード棟(古紙圧縮梱包設備) 12.5t／日(5H換算)
目的及び推進活動	・ 一般廃棄物の減容化、再資源化の推進 ・ ごみ減量化、資源化へ向けての住民への普及啓発 ・ 廃棄物循環型社会構築のためのリサイクルの推進(施設見学会、再生工房、再生品の展示)
手数料	投入量10kgあたり178円

2 エコスラグセンター

平成28年2月運転停止

設置	平成16年4月1日
処理対象物	・ 不燃物残さ ・ ごみ焼却残さ ・ し尿汚泥焼却残さ ・ 公共下水道汚泥焼却残さ
処理設備	受入供給設備、前処理設備、溶融処理設備、スラグ冷却設備、熱回収設備、排ガス処理設備
処理能力	前処理設備39t／日(6時間運転) 溶融設備34t／日(17t／日×2炉、24時間運転)
処理方式	溶融方式:燃料式表面溶融方式 スラグ冷却方式:空冷方式
目的及び推進活動	・ 埋立対象物量の減容化 ・ 焼却残さ中の重金属、ダイオキシン類の安定化及び削減 ・ 埋立対象物の無害化・資源化及び長期にわたる維持管理の効率化の確保

3 一般廃棄物第2最終処分場(民間施設)

設置	平成5年9月1日
埋立面積	31,825㎡
埋立容量	489,657㎡
埋立対象物	不燃物残さ、溶融固化物、ダスト固化物、土砂・ガレキ類
浸出水処理方式	浸出水 → 流量調整 → 生物処理 → 凝集沈澱処理 → 砂ろ過処理 → プレフィルター → RO装置 → 滅菌処理 → 放流
設置方式・運営	本組合に関する廃棄物のみを最終埋立処分する目的をもって、民間業者が設置・運営

4 うなばら荘

設置	昭和49年7月8日(平成6年11月28日全面改築オープン)
構造	鉄筋コンクリート造地上2階建
建物面積	2,999.30㎡
宿泊定員	88人
休憩定員	170人
宿泊料	1泊2食老人6,050円(一般6,710円)
指定管理者	一般財団法人うなばら福祉事業団(日吉津村役場内)

5 消防署・出張所

消防署	出張所	管轄区域
米子消防署	皆生出張所 南部出張所 伯耆出張所	米子市の区域のうち、境港消防署及び大山消防署の管轄する区域を除いた区域並びに南部町、伯耆町及び日吉津村の区域
境港消防署	弓浜出張所	境港市の区域並びに米子市大崎、葭津、大篠津町、和田町及び富益町の区域
大山消防署	中山出張所	大山町の区域及び米子市淀江町の区域
江府消防署	生山出張所	日南町、日野町及び江府町の区域

6 桜の苑

火葬場設置	平成3年4月1日供用開始(施設全面完成平成3年10月)
構造	鉄筋コンクリート造平屋建(一部2階建)
建築面積	1,957.69㎡
火葬炉数	火葬炉7基(全部大型炉)、汚物炉1基
火葬時間	100分(告別から収骨まで)
使用料	大人(圏域内居住者)12,000円、大人(圏域外居住者)49,000円

7 浄化場

(1) 白浜浄化場

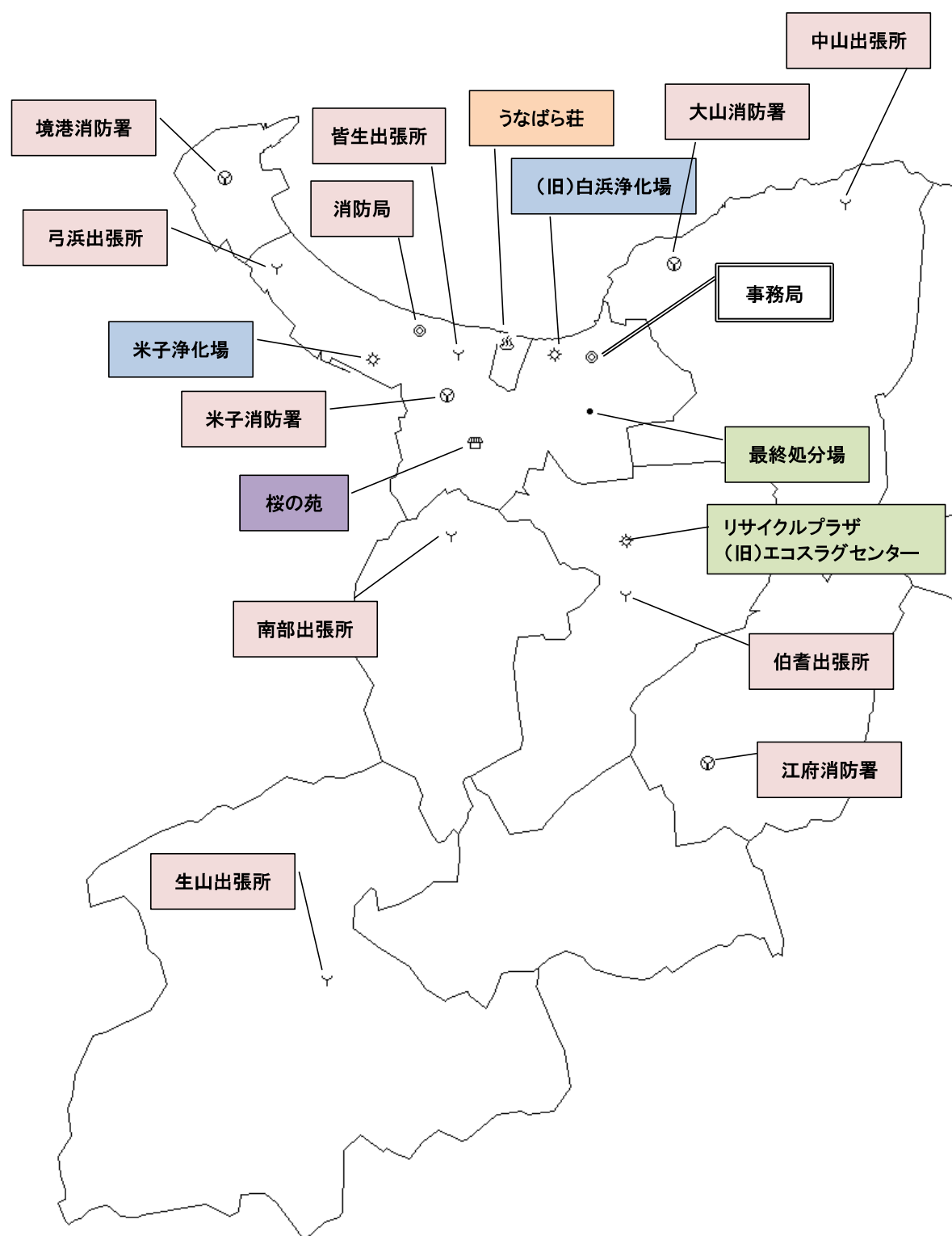
令和2年7月運転停止

設置	平成3年3月19日
処理能力	80kℓ／日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	3,230.93㎡
処理対象区域	米子市の一部、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町

(2) 米子浄化場

設置	平成3年3月22日
処理能力	145kℓ／日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	4,793.95㎡
処理対象区域	米子市、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町

各施設の配置図



SDGs との関係

SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）は、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた開発目標であり、17のゴール（目標）等は貧困・格差の撲滅や持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、国際社会全体の共通目標です。

日本では、2016年にSDGs実施指針が策定され、自治体は重要なステークホルダーとして位置づけられており、人口減少・地域経済の縮小等の課題を抱える地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組みは、地域課題の解決に資するものであると期待されているところです。

鳥取県西部広域市町村圏計画は組合の実施する共同処理事務の指針となるものであり、その理念はSDGsの目標達成にもつながるものであることから、その関連について次頁の「共同処理事務とSDGsとの関連」において整理します。



共同処理事務とSDGsとの関連

	SDGsのめざす17の目標																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 広域市町村圏に関する計画の策定及び連絡調整											●						
2 不燃物処理施設の設置及び管理運営						●			●		●	●		●			
4 消防事務（消防団、水利を除く。）			●								●						
5 病院群輪番制病院			●								●						
6 火葬場の設置及び管理運営			●								●						
7 介護保険法に基づく審査及び判定			●								●						
8 障害者総合支援法に基づく審査及び判定			●								●						
9 し尿処理場の設置及び管理運営			●			●					●			●			
10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営						●	●		●		●	●	●	●			
11 鳥取県からの権限移譲											●						

※「3広域福祉センター（うなばら荘）の設置及び管理運営」は令和4年3月31日をもって廃止

【持続可能な開発目標】（17のゴールのうち関連のあるもの）

ゴール3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	ゴール11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
ゴール6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	ゴール12	持続可能な生産消費形態を確保する。
ゴール7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	ゴール13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
ゴール9	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	ゴール14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

鳥取県西部広域市町村圏計画

平成28年10月 発行
令和3年11月 中間見直し

鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課
〒689-3403
米子市淀江町西原1129番地1
電話番号 0859-22-7722（代表）